平成２９年（フ）第７６７号
広島市安佐北区亀崎３丁目７番81―404号
債務者　久保田明奈（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８５号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―605号
債務者　田村　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７１号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1127番地１川子団地50棟13号
債務者　小西　華恵
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５５６号
福岡市南区那の川１丁目22番９号
債務者　那須美津子（旧姓河原崎）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７７号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番14―105号
債務者　白石　理恵
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　福岡地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１号
富山市山室284番地４　シャルムⅠ202号
債務者　吉永　和憲
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５号
富山県中新川郡上市町広野981番地９
債務者　三輪　光章
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２７号
富山市堀川町606番地２
債務者　林　美代子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
徳島県阿波市吉野町西条字原市55番地１
債務者　岡島　大二
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９１号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地５　壺川市営住宅２―901
債務者　山下佐津美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０３号
宮城県大崎市古川福浦３丁目３番33号
債務者　菅原　忠裕
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
福島県須賀川市雨田字愛宕前136番地10
債務者　菅野　友博
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
岐阜市柳津町高桑１丁目173番地１（エンゼル・ランプ有料老人ホーム）、前住所岐阜市安良田町６丁目59番地２
債務者　石原東洋一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７３７号
神戸市東灘区御影本町５丁目２番６号　西木マンション211号
債務者　竹中美千代
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４９号
神戸市須磨区菅の台４丁目１番地　市営菅の台住宅８―403号
債務者　中地　義春
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５９号
神戸市東灘区鴨子ケ原３丁目28番66号
債務者　重友　伸治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６３号
神戸市中央区生田町３丁目３番25号生田マンション203号
債務者　多岐　誠司
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３０号
長崎県長崎市滑石４丁目１番８―1203号
債務者　宮﨑　修二
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係